令和４年１０月２５日

入庁時の所持品検査の実施等について（お知らせ）

東京地方・家庭裁判所立川支部

東京地方裁判所立川支部、東京家庭裁判所立川支部、立川簡易裁判所及び立川検察審査会の庁舎（以下「本庁舎」といいます。）においては、来庁者の皆様の安全確保のため、入庁時にＸ線検査装置及びゲート式金属探知機等を使用した所持品検査を実施しています。一般来庁者の方は、入庁時に「北玄関」（市役所方向道路側）で所持品検査を受けていただく必要がありますので、御協力をお願いいたします。

※ペースメーカー等の医療機器を御使用の方や介助が必要な方は、警備員にお申し出ください。

なお、混雑時には、入庁までに時間を要する場合がありますので、本庁舎を御利用の際には、時間に余裕をもってお越しください。

また、「南玄関」（駐車場側）は、出口として御利用いただけますが、入庁時は、駐車場を利用される場合でも「北玄関」までお回りいただくことになります（下図を御参照ください。）。

※駐車場を御利用の方で、**お身体の不自由な方やお怪我等をされて歩行が困難な方は、南玄関の警備員にお申し出ください。**
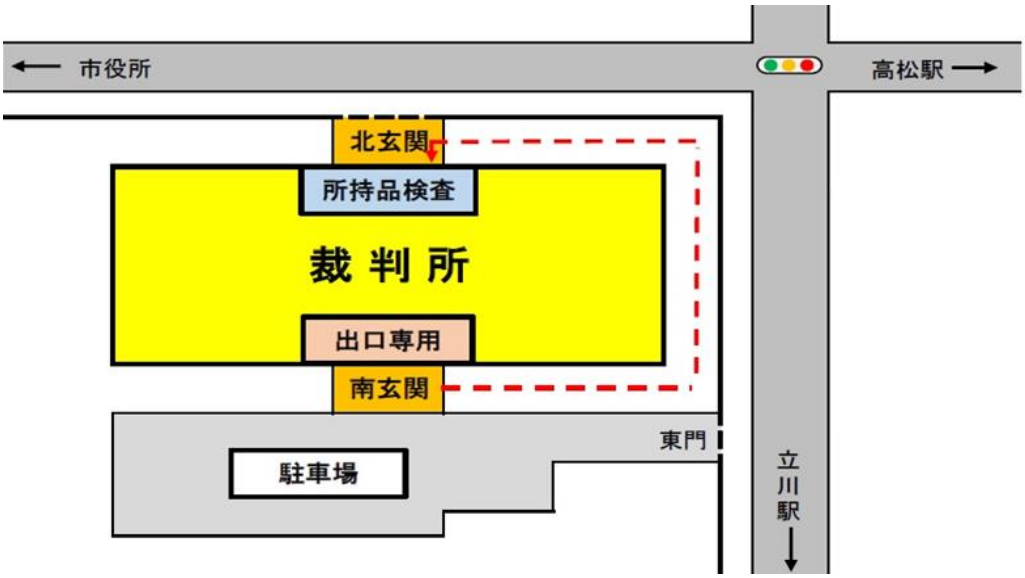
本庁舎を利用される皆様には、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。